

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員旅費規程

平成28年4月1日

改正 平成30年2月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）が定める地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員就業規則第18条（出張）並びに地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院無期雇用職員、嘱託職員及び臨時職員就業規則第17条（出張）の規定により職員に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に掲げるところによる。

- (1) 出張 職員が法人の所在地以外の場所で職務を行うために、一時的に法人の所在地以外の場所に移動することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員が、その職務に就くために、職員の住所又は居所から初めて法人の所在地に移動することをいう。
- (3) 扶養親族 職員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、その職員に対して旅費を支給する。

- 2 職員が旅費支給前に退職した場合には、当該職員であった者に対して旅費を支給し、職員が旅費支給前に死亡した場合には、その職員の扶養親族であった者（扶養親族がない場合はその他の相続人）に旅費を支給する。
- 3 職員が法人以外の者の依頼に応じて出張し、依頼元から旅費が支給される場合には、法人は旅費を支給しない。
- 4 出張が変更または取消となった場合で、既に職員が支出した金額があるときは、その金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 出張は、所属長の出張命令（変更・取消を含む。以下同じ。）によって行わな

ければならず、出張命令に基づかない出張に対しては旅費を支給しない。

(旅費の種類等)

第6条 旅費の種類は、交通費、宿泊費、赴任費及び雑費とする。

(交通費)

第7条 交通費は、移動のため公共交通機関を利用した場合に、その実費を支給する。

2 移動のため職員が自家用車を使用した場合は、1キロメートルにつき37円を支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりやむを得ない場合には、実費を支給する。

3 前項の規定により通算された路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第8条 宿泊費は、出張中の夜数に応じ1夜当たり1万円(税別)を上限とし、実費を支給する。ただし、実費が1万円(税別)を超えた場合で法人が特に認めるときは、その差額の全部又は一部を支給することができる。

(赴任費)

第9条 赴任費は、赴任に伴う住所又は居住の移転について別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に掲げる額を上限とし、実費を支給する。

2 別表に掲げる職員の配偶者が、同じく同表に掲げる職員として同一時期(一方が赴任する日から90日までの間をいう。)に赴任する場合の赴任費は、金額の多いどちらか一方の額を上限とし、実費とする。

3 前項の規定にかかわらず一方が異なる住所又は居所から赴任する場合は、別表に定める額(6年次以上の医師及び歯科医師(医長以上を除く。))は、15万円とする。)の100分の80に相当する額(50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)を上限とし、実費をそれぞれに支給する。この場合において、支給する額が前項に規定する額に達しないときは、前項の規定により支給するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、実費が前3項に規定する額を超えた場合で法人が特に認めるときは、その差額の全部又は一部を支給することができる。

(雑費)

第10条 雑費は、法人が特に認めた雑費について、その実費を支給する。

(旅費の請求)

第11条 出張を命ぜられた職員は、経済的かつ合理的な経路及び方法により移動し、その実費を旅費として請求する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 旅費の支給を受け、又は精算をしようとする者は、所定の様式に必要な確証を添えて、所管部署に提出しなければならない。この場合において、必要な確証（又はこれに代わる証明書等）がない場合は、それに相当する金額の支給を受けることができない。

（遺族の旅費）

第12条 出張中に死亡した者には、死亡地から法人所在地までの移動に要する旅費を加算する。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月13日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。